

様式第1号

一般競争入札公告

令和5年5月9日  
 社会福祉法人 心希会  
 理事長 小河 元子

社会福祉法人心希会の発注する社会福祉法人 心希会（仮称）北区宮原町老人福祉施設新築工事の一般競争入札について、次のとおり公告する

入札方法	一般競争入札
参加形態	単体企業
工事名	社会福祉法人 心希会 （仮称）北区宮原町老人福祉施設新築工事
工事場所	さいたま市北区宮原町一丁目708-2、710
工事期間	令和5年7月1日（土）～令和6年2月29日（木） 約8か月
工事概要	用途：地域密着型介護老人福祉施設24床 短期入所生活介護24床 構造：鉄骨造 階数：地上2階建て 建築面積：699.33㎡ 延床面積：1361.81㎡ 工事種別：建築工事一式、電気設備、機械設備含む。
予定価格	事後公表
最低制限価格設定	設定する（非公開）
参加申請受付期間	令和5年5月9日（火）～令和5年5月15日（月）午後3時必着 提出書類の様式は問い合わせ先まで電子メールにて請求のこと。 提出方法は電子メールにて提出（上記締切日必着）
資格確認書類受付期間	同上
資格確認結果通知期日 設計図書配布等期日	令和5年5月23日（火）午後1時までに電子メールにて通知する。 有資格者へは設計図書等（CD）を郵送する。
設計図書等に関する質問	令和5年5月30日（火）午後5時まで 質疑ある場合 質疑は下記問い合わせ先へ電子メールにて受付
質問に対する回答	令和5年6月7日（水）午後5時まで メールにて回答
入札予定日及び開札予定日	令和5年6月14日（水）午前11時 入札終了後即開札 ※入札日に変更があった場合は電子メールにて通知する。
入札開札場所	社会福祉法人 心希会 特別養護老人ホーム フルール宮原 埼玉県さいたま市北区宮原町1-697-5
入札に参加する者に必要な資格	
建設業の許可	特定建設業許可
資格者名簿への登載	令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿に建築工事業で記載があること。
所在地	さいたま市内本店
格付、経営規模等評価結果通知書等	さいたま市Sランク、P1100点以上、Y800点以上、発注者別評価点120点以上
施工実績	公告日から起算して過去10年以内工事が完了した特別養護老人ホーム100床以上の新築工事の元請施工実績があること。
その他の参加資格	① 公告日から落札決定までの期間に、さいたま市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けて

	<p>いない者であること。</p> <p>② 公告日から落札決定までの期間に、さいたま市の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていないものであること。</p> <p>③ 当法人の理事が役員をしている企業でないこと。又、設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある企業でないこと。</p>
落札者の決定	<p>(1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。</p> <p>(2) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。なお、初度入札で最低制限価格に満たない者は再度入札に参加できないものとする。(再度入札は、1回まで実施するものとする)</p> <p>(3) 入札に参加する者の数が1であっても入札を執行するものとする。</p> <p>(4) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、次の①または②の場合に限り、下記4条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。</p> <p>①最低価格で入札した者に随意契約の意思がある場合(最低価格で入札した者に随意契約の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする)</p> <p>②再度入札において、入札に応じる者が1のみとなった場合</p> <p>条件1: 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること</p> <p>条件2: 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと</p> <p>条件3: 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと</p> <p>条件4: 契約額が確定した場合はその内容を書面にし事業者及び業者が署名捺印をすること</p> <p>(5) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。</p>
入札保証金及び契約保証金	<p>入札保証金なし。</p> <p>契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、保険会社との間に発注者を被保険者とする履行保証保険契約(工事請負額の10分の1以上の金額を保証)を締結した場合は、契約保証金は免除する。</p>
入札に関する注意事項	<p>(1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。</p> <p>(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(消費税抜き金額)を入札書に記載すること。入札書は封筒に入れ、代表印にて封印し提出のこと。</p> <p>(3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。</p> <p>(4) 落札者は、入札金額内訳書を提出すること。</p> <p>(5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札当日に提出すること</p>

	<p>(6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行わないこと。</p> <p>(7) 下記の各事項に該当する入札は無効とする。</p> <p>①入札に参加する資格のない者がした入札</p> <p>②郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札</p> <p>③不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札</p> <p>④談合その他不正行為があったと認められる入札</p> <p>⑤さいたま市の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていることが判明した入札</p> <p>⑥虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出したものがした入札</p> <p>⑦入札後に辞退を申し出て、その申出を受理された者がした入札</p> <p>⑧次に掲げる入札をした者がした入札</p> <p>ア. 入札書の押印のないもの</p> <p>イ. 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの</p> <p>ウ. 押印された印影が明らかでないもの</p> <p>エ. 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの</p> <p>オ. 代理人で委任状を提出しない者がしたのもの</p> <p>カ. 他人の代理を兼ねた者がしたのもの</p> <p>キ. 2 以上の入札書を提出した者、又は 2 以上の者の代理をしたものがしたのもの</p> <p>⑨前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札</p> <p>(8) その他</p> <p>①公正に入札執行が出来ない状態に陥った場合、入札を執行しないことがあること。</p> <p>②一度提出した入札書の手直し、引換え又は撤回することはできないこと。</p> <p>④ 入札は当法人の理事、評議員、監事の立ち合いによるものとする。</p>
その他	<p>契約方法等</p> <p>(1) 工事請負契約に関する細目は民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款に準拠する。</p> <p>(2) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」第 13 条第 1 項の主務省令で定める事項について、書面に記載し契約書を添付すること。</p> <p>(3) 契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、保険会社との間に発注者を被保険者とする履行保証保険契約（工事請負額の 10 分の 1 以上の金額を保証）を締結した場合は、契約保証金は免除する。</p> <p>(4) 工事完成保証人制度は採用しないこと。</p> <p>(5) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、さいたま市等から指導があった場合にはこれに従うこと。</p> <p>(6) 一括下請負契約を行わないこと。</p> <p>(7) 本契約の締結は、当法人の理事会の承認を受けた後 5 日以内とし、5 日以内に契約の締結が出来ない場合は、契約の意思が</p>

	<p>ないものと見なし、2 番目に低価格で入札した業者と契約が出来ること。</p> <p>(8) 消費税の免税業者は、事前に証する書面を届け出ること。</p> <p>特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事中は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこと。</li> <li>・ 施設の特性は、施設利用者が地域生活を営めるよう、入浴・排泄・食事をはじめとした生活に必要な住まいの場としての生活支援を目指す支援施設であることから、当施設の特性を理解し、施設利用者の日常生活を尊重し、安全対策等に十分に配慮した工事をすること。</li> <li>・ 工事中は現場周辺の清掃を十分に行い、作業終了時には当工事に関連する部分の後片付け及び清掃を徹底すること。</li> <li>・ 周辺道路の通行車両、歩行者には常に配慮し、通行に支障のないように交通の安全確保に努めること。また、工事車両は周辺道路に駐車しないよう管理を徹底すること。</li> <li>・ その他、関係法令等、契約内容等を厳守し、さいたま市から指導等があった場合は、それに従うこと。</li> </ul>
<p>問い合わせ先 送信先、郵送先</p>	<p>社会福祉法人 心希会 〒331-0812 埼玉県さいたま市北区宮原町1-697-5 フルール宮原 Tel : 048-665-2666 担当者：施設長小河氏 メールアドレス：fleur2666@yahoo.co.jp</p>